

軽費A型

軽費老人ホーム「サンライフ日吉台」利用徴収規定

令和6年8月改正

1. 基準

対象収入による階層区分		利 用 料			
		生活費	事務費	11月～3月 冬期加算	合計
1	1,500,000円以下	57,104	10,000	2,150	69,254
2	1,500,001円～1,600,000円	57,104	13,000	2,150	72,254
3	1,600,001円～1,700,000円	57,104	16,000	2,150	75,254
4	1,700,001円～1,800,000円	57,104	19,000	2,150	78,254
5	1,800,001円～1,900,000円	57,104	22,000	2,150	81,254
6	1,900,001円～2,000,000円	57,104	25,000	2,150	84,254
7	2,000,001円～2,100,000円	57,104	30,000	2,150	89,254
8	2,100,001円～2,200,000円	57,104	35,000	2,150	94,254
9	2,200,001円～2,300,000円	57,104	40,000	2,150	99,254
10	2,300,001円～2,400,000円	57,104	45,000	2,150	104,254
11	2,400,001円～2,500,000円	57,104	50,000	2,150	109,254
12	2,500,001円～2,600,000円	57,104	57,000	2,150	116,254
13	2,600,001円～2,700,000円	57,104	64,000	2,150	123,254
14	2,700,001円～2,800,000円	57,104	71,000	2,150	130,254
15	2,800,001円～2,900,000円	57,104	78,000	2,150	137,254
16	2,900,001円～3,000,000円	57,104	85,000	2,150	144,254
17	3,000,001円～3,100,000円	57,104	93,000	2,150	152,254
18	3,100,001円～3,200,000円	57,104	101,000	2,150	160,254
19	3,200,001円～3,300,000円	57,104	109,000	2,150	168,254
20	3,300,001円以上	57,104	111,100	2,150	170,354

2. 上記の利用料は厚生労働省の通知により改定することがあります。
3. 利用料には、個室の電気料金その他特別なサービスに要する費用はふくまれていません。
4. 月の途中で入所した者のその月の生活費は、在籍日数に基づく日割り計算とします。
事務費については途中退居に拘わらず1か月分いただきます。

注（1）この表における「対象収入」とは前年の収入〔社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く〕から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注（2）夫婦で入居する場合には、夫婦の収入及び必要経費を合算し必要経費を控除し合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表から30%減額した額を本人からの事務費徴収額（月額）とします。この場合100円未満は切り捨てとします。

社会福祉法人 山口向陽会
 軽費老人ホーム サンライフ日吉台
 理事長 佐藤健一郎